

佐賀県告示第 308 号

平成 26 年 4 月 30 日付け農林水産省告示第 627 号で指定された次の保安施設地区については、当該処分にかかる通知の相手方となる森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成 26 年 8 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安施設地区の所在場所及び不明である通知の相手方

保安施設地区の所在場所	不明である通知の相手方	
	氏名	住所
唐津市横野字塔ノ元 482 番	谷口 三津子	福岡県福岡市南区若久団地 23 番 503 号
唐津市横野字塔ノ元 482 番	徳田 美保	福岡県飯塚市鯉田 1526 番地 81

2 保安施設地区として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。)